

六本木レクシオン 会員利用規約

本利用規約（以下「本規約」といいます。）には、株式会社ハリファックス・アソシエイツ（以下「貸主」といいます。）がアソビモ株式会社（以下「当社」といいます。）に賃貸し、管理する東京都港区六本木三丁目 16 番 26 号ハリファックスビル(以下「本建物」といいます。)8階（以下「当施設」といいます。）の利用条件、当社が提供する本サービスの提供条件、その他の当社と六本木レクシオン会員及び六本木レクシオン同居人との間の権利義務関係、並びに当社と六本木レクシオン会員又は六本木レクシオン同居人以外の皆様との間の権利義務関係が定められています。本サービスの利用に際しては、本規約の全文をお読みいただいた上で、本規約に同意いただく必要があります。

第1条（定義）

1. 「六本木レクシオン会員」とは、当社と、「本サービス」の提供を受ける旨の「本契約」を締結した者をいいます。
2. 「六本木レクシオン同居人」とは、六本木レクシオン会員の従業員等の六本木レクシオン会員と所定の関係を有する第三者であって、事前に当社に申請し認められることで、当施設の利用が許可される者をいいます。
3. 「プライベートオフィス」とは、当施設内で区切られた部屋形態のスペースであって、当社と協議のうえ指定されるスペースをいいます。
4. 「プライベートオフィス利用者」六本木レクシオン会員のうち、プライベートオフィスを利用することを目的として本契約を締結した者をいいます。
5. 「セミナールーム」とは、当施設内においてイベント等の利用に供せるスペースであって、当社と協議のうえ指定されるスペースをいいます。
6. 「セミナールーム利用者」とは、六本木レクシオン会員のうち、セミナールームを利用することを目的として本契約を締結した者をいいます。
7. 「本サービス」とは、六本木レクシオン会員及び六本木レクシオン同居人が「プライベートオフィス」もしくは「セミナールーム」を利用するためのサービスをいいます。
8. 「本契約」とは、当社が提供する本サービスを利用することを目的として、当社と六本木レクシオン会員が締結する会員契約をいいます。

第2条（当施設の目的、規約の適用）

1. 当施設は、当社が運営管理を行い、起業家やベンチャー企業等を支援することを目的としています。
2. 本規約は、当社が提供する本サービスを利用することを目的として、当社と六本木レクシオン会員又は六本木レクシオン同居人、当社と、六本木レクシオン会員又は六本木レクシオン同居人以外の第三者の権利義務関係を定めることを目的とし、当社と六本木レクシ

ン会員又は六本木レクシオン同居人等との間の本サービスの利用に関わる一切の関係に適用されるものとします。

3. 当社及び六本木レクシオン会員は、本規約に基づく会員契約申込書は当施設の利用を許諾する契約であることを確認しているものとします。

4. 当社は、本規約に関する条項の追加、削除、特約等の条件（以下「特約条件」といいます。）を別途定めることがあります。この場合、特約条件は本規約の一部を構成するものとします。本規約と特約条件との間に齟齬が生じた場合、特約条件が本規約に優先して適用されるものとします。

5. 当社は、六本木レクシオン会員又は六本木レクシオン同居人の事前の承諾を得ることなく、当社が必要と判断したときに、当社所定の方法により本規約を変更することがあります。本規約を変更する場合、当社は、当社ウェブサイト上に規約を変更する旨、変更した規約の効力発生時期、変更後の規約の内容等を掲載すること及び六本木レクシオン会員に通知をすることをもって告知し、通知又は告知を受けた六本木レクシオン会員及び六本木レクシオン同居人は変更後の規約に従うものとします。

6. 本規約の内容と、六本木レクシオン会員になろうとする者が本サービスの申込時に受けた本サービスの説明等とが異なる場合は、本規約の規定が優先して適用されるものとします。

7. 前項の規定にかかわらず、本サービスの提供に関し、本規約の規定が本規約その他の当社が定める規約と異なる場合には、本規約の規定が優先するものとします。

第3条（本契約の申し込み）

1. 六本木レクシオン会員になろうとする者による本契約の申込みは、本規約、「六本木レクシオン」利用規則その他の当社が定める規約が当社の提供する本契約の契約内容となることにあらかじめ同意の上、当社が定める方法により、当社に対し行うものとします。

2. 六本木レクシオン会員になろうとする者は、本契約の申し込みにあたり、次の書類を当社に提出しなければなりません。なお、当社は提出された書類を返還する必要はありません。

(1) プライベートオフィス利用者になろうとする者が法人として本契約を行う場合

- ・プライベートオフィス利用者になろうとする者の商業登記簿謄本及び印鑑登録証明書
- ・代表者の住民票抄本若しくは運転免許証の写し
- ・代表者以外の代理人が本契約を行う場合、その代理人の住民票若しくは運転免許証
- ・六本木レクシオン会員契約申込書

(2) プライベートオフィス利用者になろうとする者が個人若しくは個人事業主として本契約を行う場合

- ・プライベートオフィス利用者になろうとする者の住民票若しくは運転免許証の写し
- ・プライベートオフィス利用者になろうとする者の印鑑登録証明書
- ・六本木レクシオン会員契約申込書

(3) セミナールーム利用者になろうとする者が本契約を行う場合

- ・セミナールーム利用者になろうとする者の身分証明書
- ・セミナールーム利用者になろうとする者の印鑑
- ・六本木レクシオン会員契約申込書

(4) その他、当社が本契約にあたり必要と認めた物

3. 六本木レクシオン会員になろうとする者は、本契約の申込にあたり、次の事項を当社に明らかにしなければなりません。

(1) プライベートオフィス利用者になろうとする者が本契約を行う場合

プライベートオフィス利用者が行っている事業及び将来行おうとしている事業の内容を当社に明らかにしなければなりません。また、当社が必要と認めた場合、プライベートオフィス利用者は、その事業の内容を確認できる資料等を提出しなければなりません。プライベートオフィス利用者が当社の求めに従わない場合、開示された事業の内容が当施設に相応しくないと当社が認めた場合、又は開示された事業の内容が実際の事業とは異なると当社が認めた場合、当社は、本契約締結前は本契約の申し込みを断り、本契約締結後は本契約を解約することができます。

(2) セミナールーム利用者になろうとする者が本契約を行う場合

セミナールーム利用者がセミナールームで行おうとしている講演の内容を当社に明らかにしなければなりません。また、当社が必要と認めた場合、セミナールーム利用者は、その講演の内容を確認できる資料等を提出しなければなりません。セミナールーム利用者が当社の求めに従わない場合、開示された講演の内容が当施設に相応しくないと当社が認めた場合、又は開示された講演の内容が実際の講演とは異なると当社が認めた場合、当社は、本契約締結前は本契約の申し込みを断り、本契約締結後は本契約を解約することができます。

4. プライベートオフィス利用者は本契約の申し込みにあたり、第10条第4項に定める「無料キャンペーン」を利用せず、同条第5項に定める「無料期間」を設定しない場合には、利用期間を最短で4ヶ月としたうえで、任意の月数を選択できるものとします。

5. セミナールーム利用者は本契約の申し込みにあたり、セミナールームを予約できる枠数に関して、会員期間中は1度に最大で2枠まで予約できること、予約は他のプライベートリようオフィス利用者やセミナールーム利用者を含めての先着順であることをそれぞれ認め、セミナールーム利用者が本来希望する日程における予約、利用は必ずしも保証されていない点に同意したものとします。

6. セミナールーム利用者は本契約の申し込みにあたり、セミナールームの月毎の上限回数を明示したうえで申し込むものとし、当月のセミナールームの利用が当該上限回数まで達していない場合でも、未消化分の枠数は翌月以降に持ち越されないことをあらかじめ承諾するものとします。

7. 当社は、六本木レクシオン会員の本人確認並びに取引担当者個人及び代理人の本人確認を行い、本人確認記録の作成・保存を行います。最終的に六本木レクシオン会員及び取引担

当者の本人確認が取れない場合、当社は、本契約締結前は本契約の申し込みを断り、本契約締結後は本契約を解約することができます。六本木レクシオン会員並びに取引担当者及び代理人は、当社からの求めに従い本人確認に必要な公的証明書等を提出しなければなりません。

第4条(当社がサービスの提供を拒絶する事業・講演)

六本木レクシオン会員が下記事業もしくは講演に関連する者であると当社が判断した場合は、当社は、本契約締結前は本契約の申し込みを断るか、本契約締結後はサービス提供の中止や、本契約の即時解除を行うことができます。本条に基づき、本契約が解除された場合、既に六本木レクシオン会員によって当社に支払われた一切の費用の返還を当社は行いません。また、サービス提供の中止又は本契約の解除によって六本木レクシオン会員に損害が発生したとしても、当社は当該損害を一切保証しないものとします。

- (1) 法令に反する事業及び反する恐れのある事業・講演
- (2) 公序良俗に反すると当社が判断する事業・講演
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年7月10日法律第122号）で、風俗営業と規定される事業・講演
- (4) 風俗営業類似の業種・講演
- (5) 消費者金融
- (6) 暴力団関係者及びそれに関する事業・講演
- (7) 政治結社及び宗教団体
- (8) マルチ商法及びそれに類する恐れのある事業・講演
- (9) 公営競技を含め、賭博、ギャンブルに関する事業・講演
- (10) 法律の定めのない医療類似行為を行う事業・講演
- (11) 債権取立て、示談引受けなどをうたった事業・講演
- (12) 規制対象となっていない事業においても、社会問題を起こしている事業・講演
- (13) その他、当社が不相当と認める事業・講演

第5条(本契約の締結)

本契約は、当社と六本木レクシオン会員となろうとする者との間で別途作成する六本木レクシオン申込書に署名又は押印することによって発生します。

第6条(六本木レクシオン会員の権利及び義務)

1. 本契約の利用期間中、六本木レクシオン会員は当施設のメンバーとして、また、六本木レクシオン会員本人若しくは六本木レクシオン同居人に限り、本契約で指定される当施設のスペースを利用できるほか、当社が提供する共有スペース（当施設内でメンバーが自由に使用できる部分をいう。）等の当施設及び当施設内の共有備品等を利用する権利を有します。

ただし、六本木レクシオン会員は、当施設内の共有備品等を利用するにあたり、当社が別途定める利用規則に従って利用するものとします。また、当社は、六本木レクシオン会員の利用スペースをいつでも同等の利用スペースへと変更することができます。

2. 六本木レクシオン会員は利用した施設、共有備品等の原状回復義務を負います。

3. 当社による当施設利用の許諾は、六本木レクシオンによる期間の定まった施設利用契約です。また、本契約終了時には、会員の所有物（リース物件を含む。）をすべて撤去し、本店所在地を当施設にしているときは、ただちにその変更手続きを行うものとします。

第7条(鍵)

1. 本契約の利用期間中、当社はプライベートオフィス利用者又は六本木レクシオン同居人に対し、当施設の鍵を貸与します。プライベートオフィス利用者は、当該鍵の貸与費用として六本木レクシオン申込書所定の金員を支払います。

2. 本契約の会員期間中、当社はセミナールーム利用者に対し、必要に応じて当施設の鍵を貸与します。

3. 六本木レクシオン会員が当社より借り受けた鍵を紛失、破損した場合又は盗難にあった場合は、六本木レクシオン会員又は六本木レクシオン同居人はその旨を直ちに警察に届け出るとともに速やかに当社に対して届け出る必要があります。また、それによって発生した全ての損害の賠償義務を六本木レクシオン会員又は六本木レクシオン同居人は負うものとします。

4. 休日（土曜、日曜、祝日その他当社が別途指定する日をいいます。）のオフィス利用における施錠は六本木レクシオン会員又は六本木レクシオン同居人の義務であり、六本木レクシオン会員又は六本木レクシオン同居人は責任を持って施錠を行わなければなりません。六本木レクシオン会員又は六本木レクシオン同居人が施錠を怠ったことにより発生した損害は、全て六本木レクシオン会員が補償しなければなりません。

第8条(権利の譲渡)

1. 六本木レクシオン会員又は六本木レクシオン同居人は、当社の書面による許諾なく、本規約、本契約その他の当社が定める規約上の地位、本規約、本契約その他の当社が定める規約上の権利義務、又は第6条で定められた権利の全部又は一部を第三者に譲渡、担保提供、又は転貸等することはできません。

2. 当社は、本規約に基づき六本木レクシオン会員又は六本木レクシオン同居人に対して有する権利を金融機関その他の第三者に対して譲渡又は信託し、もしくは担保権を設定する場合があります。会員はあらかじめこれを承諾するものとします。

3. 当社は、本サービスにかかる事業を他社に譲渡した場合には、当該事業譲渡に伴いサービス利用契約上の地位、本規約に基づく権利及び義務並びに六本木レクシオン会員の登録事項その他の情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、六本木レク

シオン会員は、かかる譲渡につき本項においてあらかじめ同意したものとします。なお、本項に定める事業譲渡には、通常の事業譲渡のみならず、会社分割その他の事業が移転するあらゆる場合を含むものとします。

4. 当社は、本規約に基づく当社の業務の全部又は一部を第三者に委託して行わせることができるものとします。

第9条(情報の利用)

1. 当社は六本木レクシオン会員の情報(個人情報を除く)を、当施設の運営及び当社が実施する事業のために自由に利用することができます。

2. 六本木レクシオン会員より特段の申し出が無い限り、当社は本契約の終了後も六本木レクシオン会員の情報を前項の目的で利用できるものとします。また、本契約締結時に六本木レクシオン会員から提出された本人確認に必要な情報一切を「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、当社は本契約終了後最低7年間保存します。

第10条(利用料及びその他費用)

1. 「月額プライベートオフィス利用料」とは、プライベートオフィス利用者が本契約に基づき当施設のメンバーとなり、当施設を利用するために当社に支払わなければならない基本利用料です。月額プライベートオフィス利用料は、六本木レクシオン申込書に記載するものとします。

2. 「月額セミナールーム利用料」とは、セミナールーム利用者が本契約に基づき当施設のメンバーとなり、当施設を利用するために当社に支払わなければならない基本利用料です(以下、月額プライベートオフィス利用料と月額セミナールーム利用料を総称して単に「月額利用料」といいます)。月額利用料は、六本木レクシオン申込書に記載するものとします。

3. 六本木レクシオン会員は、本サービスの利用形態に応じて、利用期間中に発生する月額利用料を、第11条(月額利用料の支払い方法)に従って支払うものとします。

4. 「無料キャンペーン」とは、当社の裁量により実施する、利用期間の開始から最初の数カ月間が無料期間となる施策を指します。

5. 「無料期間」とは、利用期間のうち月額利用料が発生しない期間を指します。

6. 「割引キャンペーン」とは、当社の裁量により実施する、会員期間の開始から最初の数カ月間が割引期間となる施策を指します。

7. 「割引期間」とは、会員期間のうち月額利用料が一定の水準もしくは割合まで割引かれる期間を指します。

8. 「礼金」とは、当社がプライベートオフィス利用者から本契約締結の対価として受領するものを指し、本契約の解約・解除・終了時にも返還されないものとします。

9. 「オプション費用」とは、六本木レクシオン会員の希望に基づき当社が提供する付帯サービスやその他サービス等の利用料です。六本木レクシオン会員による当社へのオプショ

ン費用の支払いは、月額利用料と合わせて支払います。

10. 前項の費用の他に、六本木レクシオン会員は当社から、当施設及び本サービスの利用に係る費用の請求があった場合、それらを当社の指示に従い速やかに支払わなければなりません。

第11条(月額利用料の支払い方法)

1. 別途定めがある場合を除くほか、当社は第10条の月額プライベートオフィス利用料及びその他費用の翌月分を、毎月10営業日までにプライベートオフィス利用者に請求するものとします。

2. プライベートオフィス利用者は前項の当社の請求に基づき、毎月25日までに当社が指定する金融機関の口座宛てに当該金額を振り込みにより支払うものとします。なお、振込手数料はプライベートオフィス利用者の負担とします。

3. プライベートオフィス利用者が当施設の利用を開始する場合には、利用開始日にかかわらず、利用開始月の月額利用料(1ヶ月分)、利用開始月の翌月の月額利用料(1ヶ月分)、礼金及びその他費用を、当社の請求に基づき、利用開始日までに当社が指定する金融機関の口座宛てに当該金額を振り込みにより支払うものとします。なお、振込手数料はプライベートオフィス利用者の負担とします。

4. プライベートオフィス利用者が、前項に定める債務の支払いを遅延したときは、当社は、延滞金額に対し、年利14.6パーセントの割合による損害金をプライベートオフィス利用者に請求できるものとします。

5. 前項の損害金の支払いは、本契約に基づく当社の契約解除権の行使を妨げるものではありません。

6. セミナールーム利用者が当施設の利用を開始する場合には、利用開始月の月額利用料(1ヶ月分)及びその他費用を、利用開始日までに、当社が指定する金融機関の口座宛てに当該金額を振り込むか、もしくは別途当社が案内するクレジットカード決済等の代替方法により支払うものとします。また、利用月の月額利用料は、前月15日までに同様に支払うものとします。なお、振込手数料はセミナールーム利用者の負担とします。

第12条(施設利用・サービスの一時的な中断及び制限)

1. 当社は、以下の事由により六本木レクシオン会員に事前に通知することなく、六本木レクシオン会員に提供されるべきサービス及び当施設並びに本建物の利用を一時的に中断若しくは制限する場合があります。

(1) 設備の保守、点検、修理などを行う場合

(2) 火災・停電が発生した場合

(3) 天変地異、テロなどが発生した場合

(4) その他、やむを得ず、当施設利用及びサービスの一時的な中断若しくは制限が必要であ

ると当社が判断した場合

2. 前項に基づき、当施設利用及びサービスの一時的な中断や制限が行われた事による六本木レクシオン会員又は六本木レクシオン同居人の損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。

第13条(施設及び設備の仕様変更並びに提供サービスの変更、中止)

1. 当社は、当社の都合において当施設及び設備の仕様を本契約が締結された時と異なる仕様へ変更することができます。また、当社の都合によって、本契約締結時に当施設のメンバーに対して当社から提供されていたサービスを変更もしくは中止することができます。

2. 前項で定められた、仕様変更やサービスの変更もしくは中止を当社が行う場合、当社は六本木レクシオン会員に対し、その実施の1ヶ月前までに告知を行うよう努めるものとします。

第14条(メンバーの義務)

1. 六本木レクシオン会員及び六本木レクシオン同居人は当施設のメンバーとして、本規約で別途定めるほか、本建物の「使用規則」、「利用規則」、「管理規則」、「六本木レクシオン同居人申請書」など、当社が別途定める当施設の利用における規則及び規約を、必要に応じて遵守しなければなりません。また、それらに変更のあった場合、その変更に従わなければなりません。

2. 六本木レクシオン会員及び六本木レクシオン同居人は当施設のメンバーとして、「ハリファックスビル館内使用細則」など、貸主が別途定める、当施設の利用における規則及び規約を遵守しなければなりません。また、それらに変更のあった場合、その変更に従わなければなりません。

3. 当施設を六本木レクシオン会員又は六本木レクシオン同居人が利用した場合、事前に当社からの説明が無かったとしても、前二項で定めるあらゆる規則及び規約に事前に同意し利用を行ったものとみなします。

4. 六本木レクシオン会員は当社に対し既に申し出た事業もしくは六本木レクシオン入居者の定款に記載された事業と異なる事業を行おうとする場合、事前に当社に事業内容の申し出を行い、承認を取る必要があります。

5. 本契約の有効期間中に第3条に基づき六本木レクシオン会員が当社に対して提出した書類に、何からの変更があった場合、六本木レクシオン会員は、変更から2週間以内に、変更内容を記載した当社所定の届出事項変更届及び当該変更内容を証明する書類を当社に対し提出しなければなりません。

6. その他、当社及び六本木レクシオン会員は以下に掲げる事項を確認するものとします。

(1) 当社と六本木レクシオン会員との契約は会員制契約であること。

(2) 本契約は利用期間もしくは会員期間中において有効であるものとし、本契約の終期は貸

主と当社との賃貸借契約の賃貸借期間の末日より前の日もしくは後の日とならないこと。

(3) 六本木レクシオン会員にて当施設の再利用契約又は転借権の発生はないものとする
こと。

(4) 必要費及び有益費償還請求、造作買取請求並びに立退料の請求をしないこと。

第15条(禁止行為)

1. 六本木レクシオン会員又は六本木レクシオン同居人は、当社の事前の書面による承諾を得ることなく、以下に掲げる事項を実施してはならないものとします。

・本設備の増改築、改造若しくは模様替え又は本設備が占有する敷地内に工作物の設置を行うこと。

2. 六本木レクシオン会員又は六本木レクシオン同居人は以下に掲げる事項を実施してはならないものとします。

(1) 第6条に規定する権利を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第2項に定める暴力団その他の反社会的団体（以下「暴力団等」という。）に及びこれらの構成員に譲渡し又は担保の用に供すること

(2) 第6条に規定する権利を暴力団等及びこれらの構成員がその活動のために利用すること

(3) その他貸主

が定めた本建物の使用規則の禁止行為

第16条(解約)

1. プライベートオフィス利用者が利用期間中に本契約の解約を希望する場合、解約を希望する日の2ヶ月以上前に当社に対し書面で解約の希望を伝え、当社の承諾を得る必要があります。

2. プライベートオフィス利用者が、会員契約申込書で無料キャンペーンを利用した上で本契約を利用期間中に解約する場合、当社に対し、残存する利用期間の利用料及びこれにかかる消費税相当額を違約金として支払うものとします。ただし、利用期間のうち既に支払った月が存在する際には、当該違約金からこれを控除した金員が、支払いの対象であるものとします。

3. プライベートオフィス利用者が、会員契約申込書で無料キャンペーンを利用していない上で本契約を利用期間中に解約する場合、当社に対し、解約の効力発生後から利用期間満了までの期間における利用料及びこれにかかる消費税相当額を違約金として支払うものとします。

4. 本条の第2項及び第3項に定める違約金は、プライベートオフィス利用者の解約に伴い当社が被る損害の賠償額の予定ではなく、当社は、違約金を超える自己が被った全ての損害の賠償をプライベートオフィス利用者に請求できるものとします。

5. セミナールーム利用者が会員期間中に本契約の解約を希望する場合、解約を希望する月の月末から15日前までに、当社に対し書面や所定の方法で解約の希望を伝え、当社の承諾を得る必要があります。上記期日までに解約希望が、無い場合は自動継続となります。

6. セミナールーム利用者が、会員期間中に本契約の解約を希望する場合、セミナールームを予約できる権限、利用する権限を解約に伴って失うものとします。

7. 六本木レクシオン会員が本契約を解約する場合、当社は六本木レクシオン会員によって既に支払われた利用料、礼金等のすべての金員を、六本木レクシオン会員に返還する義務を負いません。

8. 六本木レクシオン会員は、貸主と当社で締結した定期建物賃貸借契約が終了する場合、六本木レクシオン会員との間で締結した本契約を解約することができるものとします。この場合、当社は六本木レクシオン会員に対し、その旨を事前に通知するものとします。

第17条(損害賠償)

1. 六本木レクシオン会員、六本木レクシオン同居人、六本木レクシオン会員の代理人、請負人、受任・受託者、取引先、顧客、親族等の関係者（以下「関係者」といいます。）が故意又は過失による失火その他の行為により、当社又は第三者に損害を与えた場合、六本木レクシオン会員はその損害を全て賠償しなければなりません。

2. 前項の損害は、通常生じうる損害と特段の事情により生じた損害の双方を含むものとします。

第18条(不当行為による施設利用制限と契約解除)

1. 当社は、六本木レクシオン会員又は六本木レクシオン同居人が次の各号に一つでも該当した場合、六本木レクシオン会員又は六本木レクシオン同居人による当施設の利用に制限を設ける事ができます。また、当社は、何らの催告を要せず、何らの責任を負うことなく本契約を即時解除することができるものとします。

(1) プライベートオフィス利用者が月額利用料など、本契約に基づき発生する当社に対する債務の全部又は一部の支払いを怠り、その支払期限を1ヶ月以上経過しても遅滞額の全額を支払わない場合

(2) 六本木レクシオン会員において、本契約若しくはこれに付随して締結した契約に反する行為があった場合

(3) 六本木レクシオン会員において、解散、又は破産、会社更生、特別清算、民事再生の手続開始の申し立てがあった場合

(4) 六本木レクシオン会員において、差押、仮差押、仮処分、競売の申立又は租税の滞納処分、その他の強制執行を受けた場合

(5) 六本木レクシオン会員において、当社若しくは当社の事業に関する信用を落とす行為があった場合

(6) 前各号の他、六本木レクシオン会員及び当社間の信頼関係を失わせる行為があった場合

(7) 六本木レクシオン会員において、第14条及び第19条で定められた義務を適切に履行しない場合

(8) 第15条に規定する事項に該当する場合

(9) 六本木レクシオン会員が外国人の場合、日本滞在資格がなくなった場合

(10) その他、当施設の設置運営目的に反したと当社が判断した場合

2. 前項により、プライベートオフィス利用者が本契約を解除されたときは、当社に対し、解除以後から利用期間満了まで期間における利用料及びこれにかかる消費税相当額、月額利用料及びオプション費用の合計額の4ヶ月分の金員(税別)を違約金として直ちに支払わなければなりません。なお、当該違約金は損害賠償の予定の金員ではなく、別途、当社のプライベートオフィス利用者に対する損害賠償の請求を妨げることはできません。また、当社はプライベートオフィス利用者によって既に支払われた利用料、礼金等のすべての金員を、プライベートオフィス利用者に返還する義務を負いません。

3. 第1項により、セミナールーム利用者が本契約を解除されたときは、セミナールームを予約できる権限を解除に伴って失うものとし、当該解除時点において成立している予約は効力を失うものとし、また、当社はセミナールーム利用者によって既に支払われた利用料等の金員を、セミナールーム利用者に返還する義務を負いません。

第19条(規則の厳守)

六本木レクシオン会員及び六本木レクシオン同居人は、当施設及び本建物について、善良なる管理者の注意をもって使用するとともに、次の事項を厳守するものとし、

- (1) 当施設内電気は無駄遣いしないこと。
- (2) 火災予防上、裸火(電気ストーブ・石油ストーブ・電気コンロ等)を使用しないこと。
- (3) 騒音を発するなどの、他人、近隣の迷惑になるような行為をしないこと。
- (4) 動物を飼育しないこと(事業の必要上から動物を飼育する場合は当社の承諾を得なければならぬものとし、)
- (5) 当施設内、共同敷地内、私道にゴミ・荷物等を放置したり、無断で工作物を造作したり、他人の迷惑となるような物を置かないこと。
- (6) 室内で喫煙をしないこと。
- (7) 当施設のルール・役割分担に基づき、責任を持って行動すること。
- (8) その他、当社の注意に従うこと。

第20条(プライベートオフィスの退去、明渡、原状回復)

1. プライベートオフィス利用者は本契約が解約又は解除された場合、利用期間が満了した場合、当社が当施設の営業を終了した場合、及び天災地変その他不可抗力により本設備が滅

失又は毀損しその効用を維持又は回復するのに過分の費用を要する等本契約の継続が不可能になった場合は、本契約は終了し、プライベートオフィス利用者は、本契約に基づき所定の利用スペースを利用できる権利、及び当社が提供する共有スペース等の当施設及び施設内の共有備品を利用する権利等の全てを失います。この場合、プライベートオフィス利用者は速やかに利用スペースより退去しなければならず、プライベートオフィス利用者は六本木レクシオン同居人も当該利用スペースより退去させるものとします。

2. プライベートオフィス利用者は本契約が終了した場合、第6条で定められた権利を即時喪失します。このため、契約終了日以降、住所の掲示や本店所在地としての住所利用は一切できなくなります。もし、契約終了日以降の利用が判明した場合、プライベートオフィス利用者は、当社からの指示に基づき速やかにそれらの削除若しくは変更を行うとともに、契約終了日からその事実が判明した月までの利用料を当社に支払わなければなりません。また、必要に応じて当社はプライベートオフィス利用者には違約金等の支払いを求めることができます。

3. プライベートオフィス利用者は明渡に際し、当施設内における自身の残置物を処分すること、原状回復に要した一切の費用を負担することをそれぞれ認めるものとし（第10条第8項に定める礼金及びその他の金品により充当されません）、また原状回復の履行に関し、当社の確認を受ける必要があります。

4. 原状回復の基準、原状回復に要する工事人の選定等は、プライベートオフィス利用者と当社とで別途協議のうえ、定めるものとします。

5. プライベートオフィス利用者は明渡時に当施設内に備品等動産一切を残置した場合、その所有権を放棄し、当社が指定した日以降に当社が自由に処分することに異議を述べません。

6. 利用期間の満了等により本契約が終了した場合、当社はプライベートオフィス利用者によって既に支払われた利用料等、礼金等のすべての金員を、プライベートオフィス利用者には返還する義務を負いません。

7. プライベートオフィス利用者は明渡に先立ち、「六本木レクシオン」同居人退去届その他の当社指定の書面を提出しなければなりません。

第21条(セミナールームの退去、明渡、原状回復)

1. セミナールーム利用者は本契約が解約又は解除された場合、会員期間が満了した場合、当社が当施設の営業を終了した場合、及び天災地変その他不可抗力により本設備が滅失又は毀損しその効用を維持又は回復するのに過分の費用を要する等本契約の継続が不可能になった場合は、本契約は終了し、セミナールーム利用者は、本契約に基づき所定の利用スペースを利用できる権利、及び当社が提供する共有スペース等の当施設及び施設内の共有備品を利用する権利等の全てを失います。この場合、セミナールーム利用者は速やかに利用スペースより退去しなければならず、セミナールーム利用者は六本木レクシオン同居人も当

該利用スペースより退去させるものとします。

2. セミナールーム利用者はセミナールームの利用後に当施設内に備品等動産一切を残置した場合、その所有権を放棄し、当社が事前の通知なく自由に処分することに異議を述べません。

3. 会員期間の満了等により本契約が終了した場合、当社はセミナールーム利用者によって既に支払われた利用料等の金員を、セミナールーム利用者に返還する義務を負いません。

第22条(免責事項)

1. 当施設に関して、六本木レクシオン会員又は六本木レクシオン同居人と、他の六本木レクシオン会員、六本木レクシオン同居人、又は第三者との間に生じた紛争については、六本木レクシオン会員又は六本木レクシオン同居人が自らの責任と費用で解決し、当社はかかる紛争に関して一切の責任を負わないものとします。六本木レクシオン会員又は六本木レクシオン同居人と、他の六本木レクシオン会員、六本木レクシオン同居人、又は第三者との間の紛争により当社が損害を被った場合には、六本木レクシオン会員又は六本木レクシオン同居人は当該紛争により当社に生じた一切の損害を他の会員又は第三者と連帯して賠償するものとします。

2. 六本木レクシオン会員又は六本木レクシオン同居人は、本建物及び当施設の利用にあたり、共用部分であると利用スペースであるとを問わず、自らの財産を自己の責任において管理するものとし、財産の盗難、紛失、破損その他六本木レクシオン会員に生じた損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。

3. 六本木レクシオン会員又は六本木レクシオン同居人は、当施設の設備若しくは備品の使用その他の当施設の利用、及び自らの保有する情報の管理を自己の責任と費用において行うものとし、また、本設備に基づいて六本木レクシオン会員又は六本木レクシオン同居人に生じた損害、第三者による当施設又はその設備若しくは備品の毀損、情報の漏洩、データの消失、その他六本木レクシオン会員又は六本木レクシオン同居人に生じた損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。ただし、当社の故意又は重大な過失に基づく場合はこの限りではありません。

4. 当社は、自らの合理的な支配の及ばない状況（火事、停電、ハッキング、コンピューターウィルスの侵入、地震、洪水、戦争、通商停止、ストライキ、暴動、物資及び輸送施設の確保不能、政府当局による介入、又は内外法令の制定若しくは改廃を含むがこれらに限定されない。）により本契約、本規約その他の当社が定める規約上の義務の履行ができなかった場合、その状態が継続する期間中六本木レクシオン会員、六本木レクシオン同居人その他の第三者に対し不履行による責任を負わないものとします。

第23条(表明・確約)

1. 六本木レクシオン会員又は六本木レクシオン同居人は、現在及び将来にわたって、次の

各号のいずれかに該当しないことを表明し確約します。

- (1) 暴力団等
- (2) 暴力団構成員、準構成員
- (3) 暴力団関係企業
- (4) その他反社会的な行為や反社会的な行為により利益を得ることを目的とする個人及びその構成員

2. 当社は、六本木レクシオン会員又は六本木レクシオン同居人が前項(1)～(4)のいずれかに該当する場合には、何らの催告を要することなく、本契約を解除することができます。

3. 当社が前項の規定により契約を解除した場合には、当社はそれにより六本木レクシオン会員又は六本木レクシオン同居人に生じた損害の一切について賠償する義務を負わず、六本木レクシオン会員又は六本木レクシオン同居人は当社に生じた損害を全て賠償する責めに任ずるものとします。

第24条(機密情報の保持)

1. 当社及び六本木レクシオン会員又は六本木レクシオン同居人は、相手方の書面による事前の承認なくして、本契約の実施にあたって知り得た相手方の業務上、技術上、その他一切の秘密情報(個人情報を除き、以下本条において同様とします。)を公表もしくは第三者へ開示し、又は本契約で定められた業務以外の目的で使用してはなりません。

2. 前項の定めに係わらず、以下の各号の一に該当する情報については、前項の適用外とします。

- (1) 六本木レクシオン会員、六本木レクシオン同居人又は当社が知り得た時点で、既に公になっていた情報
- (2) 六本木レクシオン会員、六本木レクシオン同居人又は当社が知り得た後、相手方の責によらない事由により公になった情報
- (3) 六本木レクシオン会員又は六本木レクシオン同居人と、当社とで協議のうえ、機密保持の対象としないこととした情報

3. 当社は、六本木レクシオン会員より入手した個人情報につき、個人情報の保護に関する法律を遵守すると共に、個人情報を以下により取り扱うこととし、六本木レクシオン会員は、個人情報を当社に提出することにより、当社がこれら個人情報を取り扱うことに同意したものとします。

(1) 個人情報の取得

当社は、適法かつ公正な手段により取得した次の情報を取り扱います。

- ・本契約及び本契約に関連して入手した六本木レクシオン会員、六本木レクシオン同居人の個人情報
- ・当社が企画するセミナー、イベントその他の行事で入手した個人情報
- ・前各号に規定するものの他、当社が当施設の紹介、営業その他の活動により入手した個人

情報

(2) 個人情報の利用目的

当社が個人情報を取り扱う目的は、以下のとおりとします。

- ・貸主への提供のため（貸主による要望、定期建物賃貸借契約の定め等に基づくがこれに限らない）
- ・本契約締結の可否の検討等のため
- ・六本木レクシオン会員に対する問い合わせへの対応
- ・当社が企画するセミナー、イベントその他の行事の案内のため

(3) 個人情報の第三者提供等への同意

当社は、前条の目的を達成するために、次に列挙する者に対して当社が保有する個人情報を提供します。

- ・貸主

また六本木レクシオン会員は、当社が貸主へ提供する個人情報のうち、当社が入手していない個人情報を、当社の求めに応じて遅滞なく提供するものとします。

- ・本契約締結の可否の検討等を行う専門家等の第三者
- ・当施設の情報、当社が企画するセミナー、イベントその他の行事の案内のために当該行事を共同で企画運営等する会社等の第三者
- ・前号の案内を受託する会社

ただし、当社の業務を第三者に委託する場合には、業務の遂行に必要な範囲で、個人情報を当該業務委託先に預託します。また、この場合、個人情報の安全管理が図られるよう必要かつ適切な監督を行うよう務めます。

(4) 個人情報の開示

当社は、六本木レクシオン会員本人又は六本木レクシオン同居人本人から、六本木レクシオン会員又は六本木レクシオン同居人が識別される個人情報の開示（本人が識別される個人情報が存在しないときにその旨を知らせることも含みます。）を求められたときは、その本人に対して、諸法令に従い遅滞なく、保有している個人情報（以下「保有個人情報」といいます。）を開示します。なお、開示請求は、下記当社窓口で、当社所定の方法に従って受け付けるものとします。

- ・当社窓口 TEL：03-5927-9350

当社は、開示をすることが次の各号のいずれかに該当する場合には、その全部又は一部を開示しないことがあります。

- ・本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ・当社の業務の適正な実施に著しく支障を及ぼすおそれがある場合
- ・他の諸法令に違反することとなる場合

当社は、開示を求められた保有個人情報の全部又は一部について開示しない旨の決定をしたときは、ご本人に対して、当社所定の方法にて遅滞なくその旨を通知します。

六本木レクシオン会員又は六本木レクシオン同居人が、本号①の開示請求を行う場合、当社所定の手数料を負担するものとします。

(5) 個人情報の訂正

当社は、六本木レクシオン会員又は六本木レクシオン同居人等から、保有個人情報の内容が事実ではないという理由によって当該保有個人情報の内容の訂正（以下「訂正等」といいます。）を求められた場合には、その内容の訂正等に関して他の諸法令により特別の手続が定められている場合を除き、上記(2)に定めた利用目的の達成に必要な範囲内において遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人情報の内容の訂正等を行います。なお、訂正等の請求は、上記(4)①に定めた当社窓口で、当社所定の方法に従って受け付けるものとします。

当社は、前項に基づき求められた保有個人情報の内容の全部又は一部について訂正等を行ったとき又は訂正等を行わない旨を決定したときは、本人に対して遅滞なくその旨（訂正を行ったときはその内容も含まれます。）を当社所定の方法にて通知します。

(6) 個人情報の利用停止等

当社は、六本木レクシオン会員又は六本木レクシオン同居人から、保有個人情報が上記(2)の規定に違反して取り扱われているという理由又は適正かつ適法ではない方法により取得されたものであるという理由によって、当該保有個人情報の利用の停止又は消去（以下「利用停止等」といいます。）を求められた場合、その求めが客観的に正しいと判断されるときは、その求めに応じて遅滞なく、当該保有個人情報の利用停止等を行います。なお、利用停止等の請求は、上記(4)①に定めた当社窓口で、当社所定の方法に従って受け付けるものとします。ただし、当該保有個人情報の利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合には、利用停止等の措置に代えて、本人の権利利益を保護するための代替的措置を取ることがあります。

当社は、前項に基づき求められた保有個人情報の全部又は一部についての利用停止等について、利用停止等を行ったとき又は利用停止等を行わない旨を決定したときは、本人に対して遅滞なくその旨を当社所定の方法にて通知します。

4. 本条の1、2項の規定は、本契約が終了した後も2年間有効とします。

第25条（セキュリティ）

当社では、当社から六本木レクシオン会員又は六本木レクシオン同居人に送付するメールに、ウィルスファイルが添付されないように細心の注意を払っています。ただし、差出人を偽る等により、当社からの連絡と見せかけるウィルスメールが送られる場合がありますので、たとえ当社からのメールであっても、不審なメールの場合には、開封なさらないようにして下さい。また、このような場合には、当社までご連絡いただきますようお願い致します。

第26条（分離可能性）

本規約のいずれかの条項又はその一部が、消費者契約法その他の法令により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

第27条（誠実協議義務）

本サービスの利用に関して、本規約により解決できない問題が生じた場合には、当社と六本木レクシオン会員又は六本木レクシオン同居人との双方誠意をもって話し合い、これを解決するものとします。

第28条（全般）

1. 本規約、本契約その他の当社が定める規約は日本語で作成され、日本語によって解釈されるものとします。
2. 本規約、本契約その他の当社が定める規約の準拠法は、日本法とします。
3. 本規約、本契約その他の当社が定める規約について六本木レクシオン会員又は六本木レクシオン同居人と当社との間に訴訟が生じたときは、その訴額に応じて東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上